議案第185号

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の一部改正について

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年12月3日提出

上越市長 村山秀幸

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の一部を改正する条例

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例(平成16年上越市条例第119号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の表上限額の欄を次のように改める。

上限額
利用人数に1,530円を乗じて得た額 に12,230円を加算した額
利用人数に1,530円を乗じて得た額 に8,150円を加算した額
12,230円
8,150円
利用人数に1,530円を乗じて得た額 に9,170円を加算した額
利用人数に1,530円を乗じて得た額 に6,120円を加算した額
9,170円
6,120円
1,530円
2,040円
2,550円
3,570円
5,610円
7,130円
1,020円
2,040円
1,020円

別表(1)の表備考1中「3,000円」を「3,060円」に改め、同表備考3中「1,000円」を「1,020円」に改める。

別表(2)の表上限額の欄を次のように改める。

上限額		
	2,	040円
	1,	020円
		310円
		510円
		720円

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。